

19.02.2009

日本からブルガリアに食料品を輸入（持ち込み乃至郵送）する際の 注意事項

EUにおいては、動物の伝染病の原因となる病原体のEU域内への侵入を防ぐ目的で、食料品の輸入管理体制が強化・厳格化されています。

具体的には、日本を含むEU域外から、個人消費用の「肉類・肉製品及び乳・乳製品」をEU域内に輸入（持込及び郵送を問わず）することは禁止されており、これらの製品を輸入しようとする場合には全て没収の上、廃棄される他、場合によっては処罰の対象となることもありますのでご注意ください。

詳しくは[EC委員会のホームページ](#)をご覧ください。